

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2019年9月30日(月)24:00をもちまして、コード決済サービス「7pay(セブンペイ)」を廃止いたしました。

つきましては当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをさせて頂きます。期間内にお申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号 〒102-0084 東京都千代田区二番町4番地5
株式会社セブン・ペイ

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類 7pay

○払戻し申出期間

2019年10月1日(火)から2020年1月10日(金)まで

※当該申出期間内にお申出のなかったお客様は、

当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

○払戻し申出方法

セブン-イレブンアプリ、弊社公式サイトの「7pay 払戻し申出フォーム」
(<https://www.7pay.co.jp/refund.html>)よりお申出ください。

※お申出のためには、セブン-イレブンアプリを起動するためのスマートフォン、その他の端末機器または7payホームページのWebフォームを表示するためのPCまたはスマートフォン、その他の端末機器および通信環境をご準備いただく必要があります。

※当社所定の手続において、お申出をされた方が払戻し手続対象の7pay残高保有者であるとの確認ができない場合には、当社は、当該お申出者に対して7pay残高の払戻しを行うことはできません。

※お申出の方法によっては、ご利用状況の確認のために払戻しまでお時間をいただくことがあります。

○払戻し方法

1. 口座振込
2. ゆうちょ銀行または郵便局でのお受け取り

○払戻しに関する問い合わせ先

対応部署名 7pay 払戻しサポートセンター

電話番号 0120-192-044

受付時間 10:00～19:00 (無休)

承り期間 2019年10月1日(火)～2020年1月10日(金)

※2020年1月11日(土)以降のお問い合わせ窓口については後日ご案内
いたします。

URL <https://www.7pay.co.jp/refund.html>

以上

2019年10月1日

株式会社 セブン・ペイ